鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等委員会

（鳥取県自治体ICT共同化推進協議会に係る調達業務企画提案書評価委員会）運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県自治体ICT共同化推進協議会に係る調達業務の総合評価一般競争入札企画提案書に係る審査等を行うため、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等委員会（鳥取県自治体ICT共同化推進協議会に係る調達業務企画提案書評価委員会）（以下「評価委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（調査審議する事項）

第２条　評価委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第１で定める事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

　(１)　電子申請システムに係る企画提案書の評価を行うこと。

(２)　その他、電子申請システム調達業務企画提案書の評価のため必要な事項

(３)　行政イントラシステムに係る企画提案書の評価を行うこと。

(４)　その他、行政イントラシステム調達業務企画提案書の評価のため必要な事項

（組織）

第３条　前条に規定する事項は、次のとおり設置する部会において調査審議を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 所掌事務 | 委員定数 |
| 電子申請システム評価部会 | 前条の（１）及び（２） | ５名 |
| 行政イントラシステム評価部会 | 前条の（３）及び（４） | ５名 |

２　部会の所掌事務に関する事項は、各部会の議決をもって評価委員会の議決とすることができる。

（委員）

第４条　委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県知事が委嘱する。

２　委員は、複数の部会に属することができる。

３　委員の任期は、委嘱の日から令和５年３月３１日までとする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（部会長）

第５条　各部会に部会長を置き、委員の互選により部会長を選出する。

２　部会長は、部会を代表し、会議を総理する。

３　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

（庶務）

第６条　評価委員会の庶務は、鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課において行う。

（会議）

第７条　部会は、部会長又は評価委員会の庶務を行う所属の長が招集し、部会長が議長となる。

２　部会は、当該部会の委員定数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（秘密の保持）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

　　　附　則

　この要綱は令和４年９月１日から施行する。